オ．立地基準５［広域生活拠点周辺］

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準５は、主に方針５の「イメージしやすくわかりやすい街づくり」の「広域生活拠点の景観づくり」などが目指している、目黒区の顔となる景観をつくることを目的としています。

広域生活拠点である自由が丘駅周辺や中目黒駅周辺、目黒駅周辺、大橋一丁目周辺地区は、区を代表する景観をつくっていくべき場所と言えます。

これらの地域について、それぞれの特性に応じた個性ある景観を形成し、魅力的な区の顔をつくり出すため、低層部のにぎわいの創出や、駅からの見え方に配慮した形態、意匠の誘導などを基準とします。

なお、景観形成基準は法第８条第２項第２号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第８条第４項第２号の規制又は措置の基準とします。

■表Ⅳ-26　基準の目指すもの・適用対象

目黒区の顔を意識した景観をつくる	
基準が適用される対象	・中目黒駅から概ね100m以内（位置図参照）の商業地域が指定されている区域内の建築物 ・自由が丘駅周辺の指定容積率600％の区域内の建築物 ・目黒駅から目黒川までの指定容積率600％以上が指定されている区域内の建築物 ・大橋一丁目地区（「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み形成重点地区に指定された「大橋一丁目周辺地区」）の区域内の商業地域の建築物

■表Ⅳ-27　届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）

■表Ⅳ-28　景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	駅前広場等に面する敷地の建築物等は、壁面の位置の連続性に配慮したり、目黒区の顔を意識したデザインとするなど、魅力ある街並み景観の形成を図る。	・駅前広場や改札口に面する建築物については、壁面の位置の連続性に配慮する。 ・低層部に質の高い素材を使用し、高級感を生み出す。
	建築物の周囲の空地・外構	周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行うなど、華やかさを感じさせる景観の形成を図る。	・ショーウィンドウの照明の点灯や建築物のライトアップなどの工夫により華やかさのある景観を演出する。

■図Ⅳ-19　配慮・工夫のイメージ

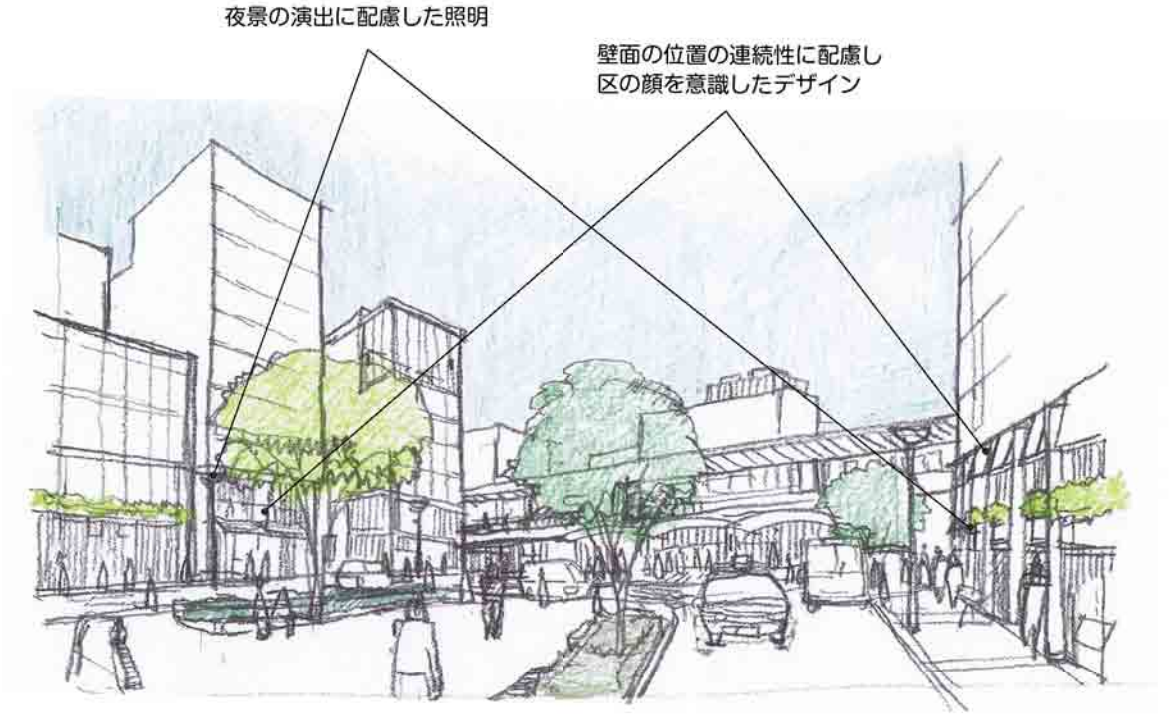

低層部の店舗（自由が丘）

商店街（中目黒）
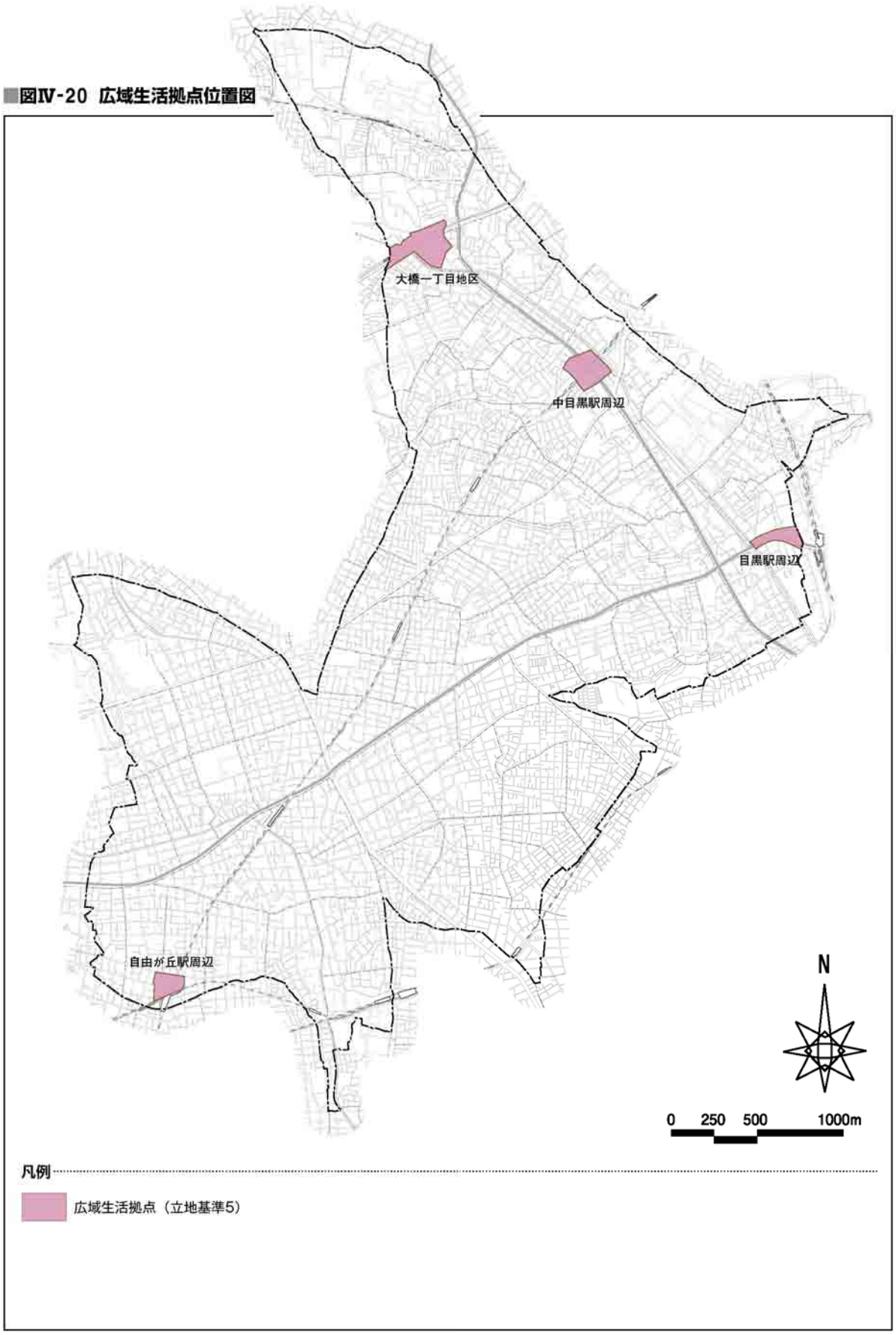
■図Ⅳ-20 広域生活拠点位置図